

PL保険だけで大丈夫ですか?! リコールに対する備えは 充分ですか?!

リコール限定費用補償/リコール補償拡張特約と 基本補償(生産物・完成作業リスク)との違い

リコール限定費用補償/リコール補償拡張特約は、生産物のリコール等によって企業が被る損害を補償します。一方、基本補償の「生産物・完成作業リスク」の損害賠償金は、生産物によって健康被害や財物損壊の被害を被った相手方への法律上の損害賠償責任等を補償するものです。これらを組み合わせることで、万一の場合の企業のダメージを幅広く補償することが可能となります。

リコール限定費用補償/ リコール補償拡張特約 で対応

- 欠陥の有無、回収対象か否かの確認費用
- コンサルティング費用
- 新聞・TV等への社告費用
- 購入者データ作成依頼費用
- 通信費(文書作成含む)
- 回収生産物または代替品の輸送費用
- 回収生産物の一時保管・廃棄費用
- 回収生産物の次のいずれかの費用
 - ①修理費用
 - ②代替品の製造原価または仕入原価
 - ③引換えに返還する生産物の対価
- 回収生産物の回収等を実施するために要する交通費・宿泊費および人件費
- 第三者リコールにかかる争訟費用

など

※一部の費用・補償は、リコール限定費用補償(基本補償)でカバーされます。

ご加入について

リコール補償拡張特約は、事業賠償・費用総合保険(ALL STARS)の「生産物・完成作業危険」を補償する契約にセットしてご加入いただけます。特約のみのご加入はできませんのでご注意ください。

- このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧ください。取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは

3A2-453(B-230093)23-02 30K(AC)

AIG

AIG 損保

製造・販売業向け

事業賠償・費用総合保険 (ALL STARS)

リコール補償のご案内

製品安全の法律が 拡充

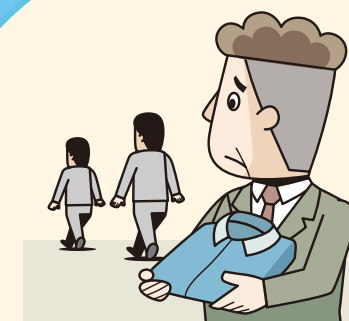


SNSによる 情報拡散で炎上

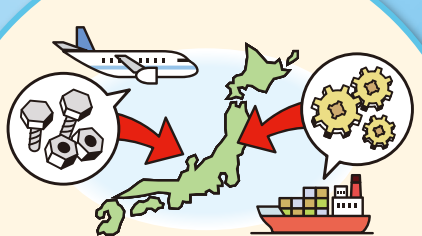


リコールリスクへの備えは充分ですか?

人材不足



輸入した部品が 原因の リコール



事業賠償・費用総合保険

2023.3版

2023年5月1日以降保険始期契約用

STEP 1 00:00:00

突然の事故報告



社長に報告



STEP 2 01:10:01

状況把握・確認

- 欠陥の有無、回収対象か否かの確認費用
- コンサルティング費用

↑上記費用は回収決定日から遡及して90日以内に負担した場合も対象となります。

STEP 3 12:00:00

回収決定

- 新聞・TV等への社告掲載費用
- 購入者データ作成依頼費用

対人・対物事故が発生した場合



発生している事故については、リコール補償拡張特約ではなく、「生産物・完成作業リスク」の「損害賠償金」で対応

STEP 4

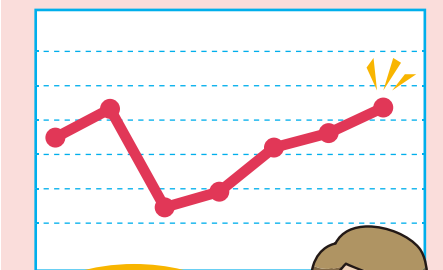
回収開始

- 通信費用 (文書作成含む)
- 回収生産物の輸送費用
- 回収生産物の一時保管・廃棄費用
- 回収生産物の次のいずれかの費用
 - ①修理費用
 - ②代替品の製造原価または仕入原価
 - ③引換えに返還する生産物の対価



信頼回復

一度落ちてしまった信頼を回復するには長い時間がかかります。



早期の信頼回復のためにも充分な補償を心掛けましょう。

リコールに関する法律の歴史

1995年7月	PL法(製造物責任法) 施行
2007年5月	消費生活用製品安全法(消安法)改正 施行
2009年9月	消費者庁設立 消費者安全法 施行 消費生活センターの確立
2015年4月	食品表示法 施行
2017年9月	食品表示基準の一部改正 全ての加工食品に、重量割合がもっとも大きい原材料の原産地表示を義務化
2023年4月	食品表示基準の一部改正 遺伝子組換えの任意表示制度についてより厳格化

製品の安全性への関心は年々高まっており、リコールの多くは、事業者の自主的な判断で実施されているのが実態です。

事故例

主に日本国内向けに販売した住居品・雑貨の製造過程で不具合があり、購入者が使用した際に過熱し出火。購入者宅のカーペットが焦げる対物事故が発生したことから、販売済みの同製品の回収を実施した。

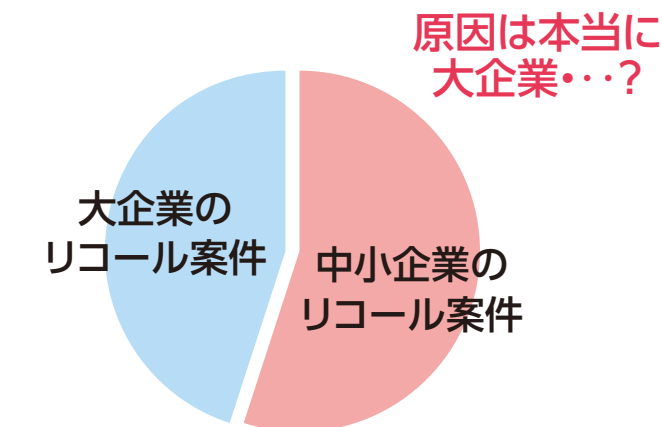
*契約者は住居品・雑貨等の製造業者

- 社告費用 (全国紙1紙に社告を掲載すると数百万円かかると言われています。)
- コールセンター設置費用
- お知らせハガキ
- 回収・運搬費用 等

約2,778万円

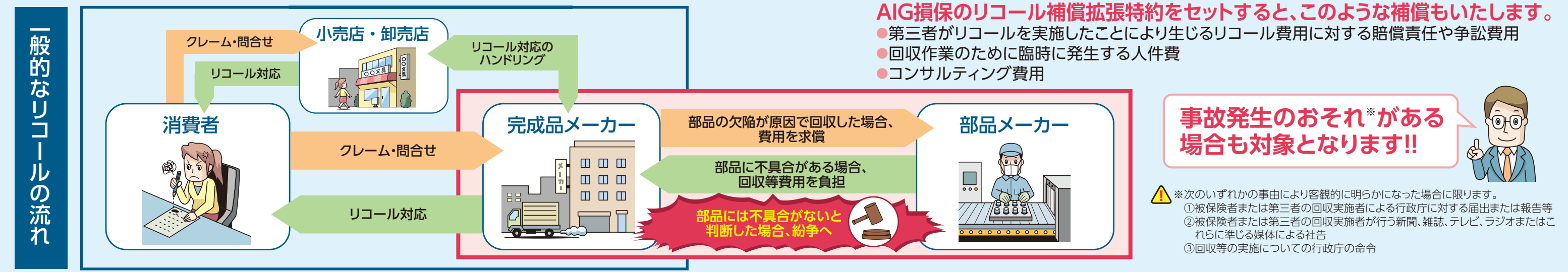
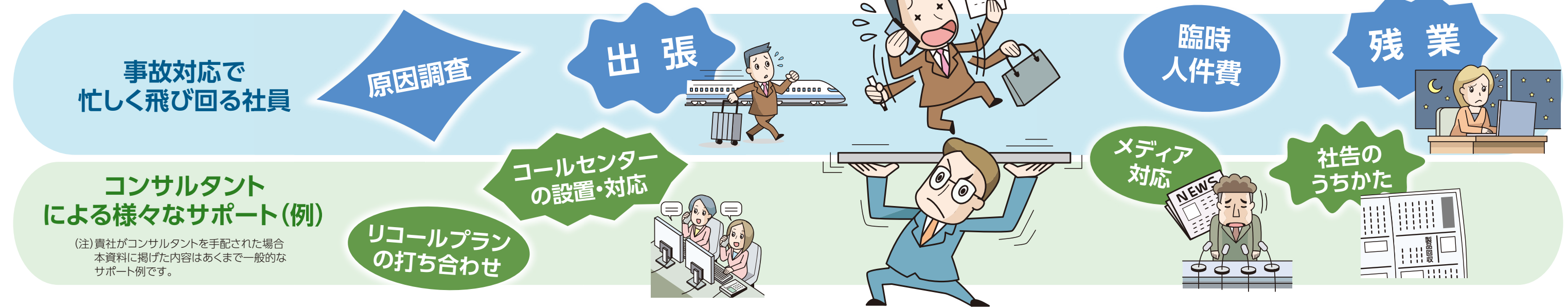
*実際にあった事例をもとに内容を一部修正した想定事故例です。

企業規模によるリコール案件数の比較



原因は本当に大企業・・・?

出典: 平成30年3月19日経済産業省リコールの効率向上に向けて (2年未満で回収率80%以上となったリコール案件を集計)



AIG損保のリコール補償拡張特約をセットすると、このような補償もいたします。

- 第三者がリコールを実施したことにより生じるリコール費用に対する賠償責任や争訟費用
- 回収作業のために臨時に発生する人件費
- コンサルティング費用

事故発生のおそれ※がある場合も対象となります!!

※次のいずれかの事由により客観的に明らかになった場合に限ります。
①被保険者または第三者の回収実施者による行政庁に対する届出または報告等
②被保険者または第三者の回収実施者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告
③回収等の実施についての行政庁の命令